平成２２年（フ）第５３４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前23番地３
ＭＡＩＳＯＮ　ＡＹＡＮＡ202号
債務者　黒川　　優
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５３７号
愛知県岩倉市稲荷町稲荷西171番地１
債務者　増田　伊一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９０号
京都府亀岡市大井町小金岐１丁目８番24号
債務者　谷口　喜彦
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
京都府亀岡市大井町小金岐１丁目８番24号
債務者　谷口　美幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地202
債務者　長谷川静江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
香川県高松市高松町2574番地28
債務者　大下　哲司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７０号
香川県木田郡三木町大字井上2750番地12
債務者　佐藤　保子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７１号
香川県木田郡三木町大字井上2750番地12
債務者　藤本　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８９号
香川県高松市屋島西町1828番地１
債務者　喜田　芳信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県南九州市川辺町平山3566番地
債務者　大坪　広子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県枕崎市寿町815番地
債務者　福石　章子（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２２１号
北海道小樽市稲穂５丁目12番15号、前住所北海道小樽市錦町４番８号　北裕コーポ第２―101号
債務者　飯口　和也
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２４号
北海道小樽市長橋１丁目８番２号　ＳＯＮＩＡＩ102、前住所北海道小樽市桜２丁目35番６号
債務者　鳥谷部昌代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２６号
北海道小樽市真栄１丁目15番１号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目18番７号
債務者　奥平　英晴
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５０号
北海道小樽市稲穂３丁目６番３号
債務者　菅原　文明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６６１号
仙台市青葉区柏木１丁目２番40―706号
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８５号
仙台市泉区南光台１丁目28番17号　メゾン南光台201
債務者　三浦　理恵
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２１号
仙台市太白区袋原５丁目14番１―208号
債務者　洞口　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係